

【正誤表】 会社分割の理論・実務と書式〔第4版〕

(平成20年3月11日発行の第2刷では以下すべて修正済み。)

35頁14行目～18行目

〔誤〕 また、分割会社の株式の額面が5万円未満である場合、株式移転では完全親会社が発行する株式が5万円となるため、端株が多数発生するという問題が生じるが、新設分割を利用した場合、株式の単位は従来のみであるためこれを回避することができる(竹中・前掲)。

〔正〕 また、株式移転の場合、割当比率によっては、1株未満の端数が割り当てられ、端数の処理という問題が生じるが、新設分割の場合は、子会社の株主は分割会社1社であるからこれを回避することができる(竹中・前掲)。

87頁17行目～18行目

〔誤〕 (新設会社をはじめから債務超過状態で設立することは、資本充実の原則との関係から不可能である)。

〔正〕 削除

392頁下から10行目

〔誤〕 ~すべては事業譲受人(元会社)に承継される

〔正〕 ~すべては事業譲受人(新会社)に承継される